

## 佐賀県環境サポーター設置要綱

### 1 趣旨

環境に関する県民の意識の高揚と、実践活動の促進を図るため、環境の保全や快適な環境づくり（創造）に関して助言、指導を行う指導者として「佐賀県環境サポーター（以下「サポーター」という。）」を設置する。

### 2 サポーターの要件及び選任方法

本県の環境の保全及び創造に関する知識の普及並びに活動の推進に熱意と識見を有する県内在住者又は県内に通勤、通学する者で、以下のいずれかに該当する者の中から委嘱する。

- (1) 県の主催する環境に関する講座を修了した者
- (2) 佐賀県地球温暖化防止活動推進センターが主催する環境に関する講座を修了した者
- (3) サポーターとして適任であると知事が特に認めた者

### 3 委嘱の方法

サポーターは、知事が委嘱する。

### 4 活動内容

サポーターは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 環境の保全、快適な環境づくり（創造）について、住民の理解を深めるため、助言及び情報提供等を行うこと。
- (2) 地域住民の環境の保全、創造のための実践活動について、必要な支援を行うこと。
- (3) 県及び市町が行う施策に必要な協力を行うこと。
- (4) 自ら、実践活動に取り組み、サポーターとしての資質の向上に努めること。

### 5 委嘱期間

サポーターの委嘱期間は2年以内とし、再任を妨げない。

### 6 庶務

庶務は、佐賀県県民環境部環境課で行う。

### 7 その他

この要綱で定めるもののほか、サポーターに関する必要な事項は別に定める。

### 附 則

- この要綱は平成12年 7月19日から施行する。  
この要綱は平成13年 4月 1日から施行する。  
この要綱は平成14年 1月18日から施行する。  
この要綱は平成14年12月25日から施行する。  
この要綱は平成15年 6月17日から施行する。  
この要綱は平成16年 4月 1日から施行する。  
この要綱は平成19年12月11日から施行する。  
この要綱は平成20年 4月 1日から施行する。  
この要綱は平成24年 4月 1日から施行する。  
この要綱は平成24年12月26日から施行する。  
この要綱は平成28年 4月 1日から施行する。